

【安全に関する基本方針】

- ①「安全確保が一番」という事を認識し、社長をはじめ全従業員が安全確保に全力を尽くすこと。
- ②安全に関する「法令遵守」を確実に遂行する。
- ③安全に関する「情報」を積極的に取り入れて全従業員と同じ認識をもつこと。
- ④安全管理体制を常に考え、全従業員で遂行する。
- ⑤社長(経営者) 自らが先頭に立ち、「安全」について全従業員に対して言動で示すこと。

株式会社四葉観光バス
代表取締役 高久 栄男

【令和7年安全目標】

- 1、乗客死者数ゼロ
- 2、24時間死者数ゼロ
- 3、重傷者数ゼロ
- 4、飲酒運転ゼロ
- 5、負傷事故件数ゼロ

【令和6年事故件数結果】

4件

※わずかな気のゆるみで事故は起きてしまいます。
気持ちを引き締め、全員で協力し合い事故0を目指します。

【輸送安全のために講じた措置及び講じようとする措置】

ガイドライン及び防災指針セミナー	】	令和6年 8月1日2日
内部監査セミナー		横浜第2合同庁舎1階 共用第一会議室にて受講
リスク管理セミナー		
リスク感受性向上セミナー		

管理者向け指導監督講習会 令和6年 3月19日
埼玉県県民健康センター 1階大会議室A・Bにて受講

今後も関東運輸局総務部安全防災・危機管理課様等の受講を主に
運輸安全マネジメント制度の普及・啓発・浸透・定着に向けて取り組んで参ります。

緊急連絡体制図

交通事故及び車両故障などの緊急事態発生時の対処、緊急連絡先

《方針》

- 1. お客様の安全確保、生命維持最優先
- 2. 冷静で適切な判断と指示
- 3. 適切な判断と迅速正確な連絡、通報

最高責任者

場合により現場急行

※重大事故の場合

ご家族への連絡・対応

※迅速。誠意

(総務対応)

警察への連絡対応

※協力要請他

(総務対応)

報道機関への対応

※窓口の一本化

(総務対応)

乗務員への指示

※冷静判断・情報共有

(運輸課対応)

代替車両手配

※迅速・冷静

(営業課対応)

医療機関への対応及び急行

※迅速・誠意

(営業、運輸課対応)

運輸支局報告

東京運輸支局

03-3458-9237

080-3369-7374

※迅速・詳しく

緊急事故対策本部設置

随時報告

謝罪・随時状況報告

謝罪

事故発生

運転者・車掌

- ・ 発生した事態や状況の把握
- ・ 混乱しないよう乗客に状況説明
- ・ お客様の怪我の有無確認
- ・ 対人事故の場合は相手の状況も把握
- ・ 二次災害防止のためお客様を安全な場所へ誘導
- ・ 三角表示及び発炎筒を車両後方へ準備
- ・ 必要と判断したら110番119番通報

報告

連絡・相談

指示

株式会社四葉観光バス
03-3898-0428

安全統括管理者・統括運行管理者

運行管理者

報告

連絡・相談

整備管理者

担当営業

謝罪・随時状況報告

旅行者様・お客様

運輸課 責任
総務課 責任

営業課 責任
整備課 責任

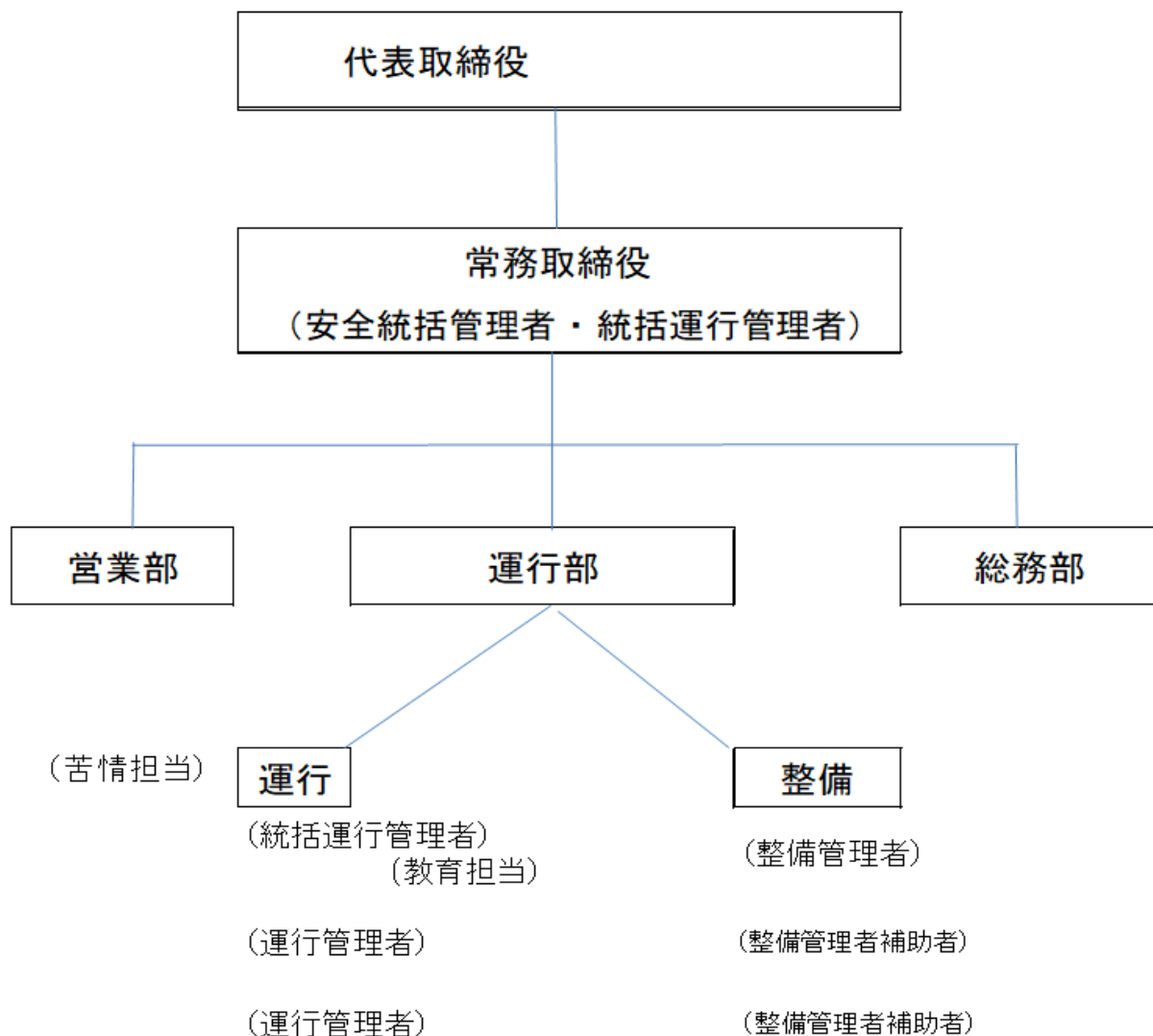
指示

結果・報告

通報対象事故は支局へ
場合により現場急行

報告

〈 組 織 図 〉



集合教育 第194号
令和7年1月1日(月)

乗務員各位殿

《集合教育年間予定表》

㈱四葉観光バス
運行管理者 早野 健司

乗務員の皆様、お疲れ様です。

今年の集合教育は、以下のように実施していきますので、ご協力の程、よろしくお願いします。

- (1)1月度 → 年間スケジュールの説明や昨年の反省及び今年の展望又基本的事項の確認等
冬山研修(危険箇所、チェーン装着、急ブレーキ等)
- (2)2月度 → バスを運転する心構え
飲酒運転マニュアル等
- (3)3月度 → バスの運行の安全、旅客の安全を確保するために遵守すべきこと
健康マニュアル・視野障害マニュアル・SAS対策マニュアル等
- (4)4月度 → バスの構造上の特性・緊急時対応訓練(消火器・発煙筒・非常口・誘導等)
スクールバス研修(試走乗降場所危険地帯・運行にするうえでの基本事項、配慮等)
- (5)5月度 → 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転
- (6)6月度 → 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
心臓・脳マニュアル
- (7)7月度 → 運行路線・経路における道路及び交通の状況
- (8)8月度 → 危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法
異常気象時における対処方法
- (9)9月度 → 運転者の運転適性に応じた安全運転
異常気象対策
- (10)10月度 → 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法
- (11)11月度 → 健康管理の重要性
ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験等の自社内での共有
- (12)12月度 → 安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法
酒酔い運転・酒気帯び運転・過労運転・薬物使用等運転・過積載運転・救護義務違反・
最高速度違反等又バスジャックマニュアル、健康管理マニュアルの注意指導。

以上を中心に下記のものも入れながら教育していきます。

(記)

- ①ドライブレコーダーの記録を利用した安全運転教育(車両映像による教育)
- ②安全運転日報による教育(前月全部と1か月グラフを配布)
- ③ヒヤリハット(毎月のアンケートに記入情報)
- ④NASVAの危険予知トレーニング集での訓練(3ヶ月に1回)
- ⑤関東運輸局(国土交通省)、交通新聞、メディア、警視庁交通部安全情報の最新情報配布
- ⑥事故、クレーム情報及び対応対策
- ⑦労働法・改善基準について
- ⑧健康診断(年2回)、適正診断(3月)
- ⑨外部関係者による指導(救命講習など)
- ⑩スクールバス研修も随時行います。(教育庁からの定期的な資料を基に毎月実施)
- ⑪交通安全週間
- ⑫集合教育以外に個別指導をしてフォローアップします。(特に高齢者及び事故者等)
- ⑬車両に関して毎月最終日に全ての車両をチェックし担当ドライバーに指導します。
(車両の必要品の有無、車両の損害、運転席周りやトランク内の清潔さなどチェックします)
- ⑭インフルエンザ感染症等(コロナ)の現状と対策等を随時行います。 以上

令和 7 年 4 月 1 日

令和7年度研修・訓練等に係る年間計画

都立〇〇特別支援学校長 殿

株式会社四葉観光バス
代表取締役 高久 栄男

	重点項目(上段:運行) (下段:福祉)	安全	服務規律 健康管理	行事
4月	3/28の教育庁資料説明 基本的事項確認 バスにて様々なシミュレーション	新入学時・園児の事故防止 緊急時対応訓練・事故発生時の対応について	社内ルールの再確認 感染症対策の徹底について	春の全国交通安全運動
5月	バスを運転する際の心構え スクールバス乗務員としての心構え	居眠り運転防止 正しい点呼の実施について	健康診断結果の再確認 衣替えに伴う服装のチェック	ゴールデンウィーク事故防止
6月	バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために守るべき事項 障害に対する差別・理解	雨天時の事故防止 運行前点検の確実な実施	食中毒予防 熱中症対策	ヒヤリハット情報収集月間
7月	バスの構造上の特性 人権の尊重	エコドライブの実施 シートベルトの重要性	飲酒運転の根絶 睡眠の質向上	夏の全国交通安全運動
8月	乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項 合理的配慮	サンデードライバー(他車)に注意 異常気象対策(猛暑・台風)	熱中症対策	◆救命講習会(AED研修) ◆サービス介助基礎講習
9月	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 コミュニケーションの取り方	高齢者事故防止 交通弱者(歩行者・自転車)の保護	気温の変化に注意	◆防災の日(避難誘導訓練) 秋の全国交通安全運動
10月	運行路線・経路・営業区域における道路及び交通の状況 モラル・マナー	トワイライト・オン運動	健康診断結果の活用について	ヒヤリハット情報収集月間
11月	危険の予測及び回避 常同行動とは	自転車の動向に注意	喫煙マナー ストレスチェックについて	インフルエンザ予防接種推奨
12月	運転適性に応じた安全運転 障害者週間取組	狭い道での譲り合い 1 飲酒運転の根絶	職場・車両の大掃除	年末年始自動車輸送安全総点検
1月	交通事故に関する運転者の生理的・心理的要因並びに対処方法 個人情報・守秘義務	テロ発生時の対応について	咳エチケットについて	◆雪道・チェーン装着講習
2月	健康管理の重要性 危険行為・緊急対応	防衛運転の励行	冬季の体調管理	ヒヤリハット情報収集月間
3月	安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法 一年間に総復習	一年間の総復習	車内清掃の徹底	◆運転適性診断

【輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置】

内部監査セミナーの受講

【安全管理規定】

平成 26 年 5 月 29 日

関東運輸局長 殿
(国土交通大臣 太田 昭宏 殿)

住 所 東京都足立区鹿浜 1-11-7
名 称 株式会社 四葉観光バス
代 表 者 名 宮原 伸之

安全管理規程設定届出書

このたび、安全管理規程を設定したので、道路運送法第22条の2第1項及び旅客自動車運送事業運輸規程第47条の3の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 名称；株式会社 四葉観光バス 住所；東京都足立区鹿浜 1-11-7
代表者名；宮原 伸之
- 2 実施予定日；平成26年5月29日
- 3 変更した事項；安全統括管理者の選任
現在まで選任無し→部長 早野健司を選任

添付書類1 認定した安全管理規定

添付書類2 認定した安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類



株式会社 四葉観光バス 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）

第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に

を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

実施すること。

- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 統括支店長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内支店長を統括し、指導監督を行う。
- 3 支店長は、統括支店長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、支店内各課を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

運輸安全マネジメントに関する取り組み (平成 26 年度)

株式会社 四葉観光バス
安全統括管理者 早野健司

株式会社四葉観光バスは、「安全を最優先に考え、皆様から信頼を得る健全な企業を目指します」を経営理念とし、次の項目を中心に安全性向上に積極的に取り組んで参ります。

また、毎月行っている集合教育の中でも「安全」を題材に上げ、全社員にお客様の命をお預かりしているという、認識を遂に持ち続けるように会社全体で勉強して行きます。

1. 運輸の安全に関する方針

- ① 社長は運輸の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において運送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し運送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
 - ② 運送の安全に関する企画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず運送の安全性の向上に努めてまいります。
- また、運送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 運送の安全に関する重点施策

- ① 運送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- ② 運送の安全に関する費用支出及び資金を積極的にかつ効率的に行うようにつとめます。
- ③ 運送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防措置を講じます。
- ④ 運送の安全に関する情報の連絡体制を確立し社内において必要な情報を伝達、共有します。
- ⑤ 運送の安全に関する教育及び研修を適確に実施します。

3. 運送の安全に関する目標

- ① 事故件数 0 件を目標に努力を行います。
- ② 飲酒・酒気帯び運転の撲滅
- ③ 運送に関する社員教育、車両の改善の取り組みを行う。
- ④ 安全運行に関する情報収集とその情報の共有化

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附則（実施の期日）

1. 本規定は、平成26年5月29日から実施する

4. 運送の安全に関する計画

①安全が最優先であることへの意識の徹底

社内で、教習や会議等で安全が何よりも優先することと、それに関する注意を遵守することを説き、安全第一の風土作りに努めます。また、飲酒運転及び薬物乱用等の行為を防止するために徹底した教育指導を行います。

②情報の伝達及び共有

社内の伝達体制を強化し安全に関する情報を全社員が共有します。その為に社長を先頭に、安全統括管理者等の管理者が現場に赴き、コミュニケーションを図ることにより全社員に対して安全に関する意識を高めます。

5. 事故・災害等に関する報告連絡体制

事故、災害、バスジャック等の発生時には緊急連絡網及び同対策本部組織及び人員配置表により迅速に対応をし、被害を最小限度に抑える努力を致します。

6. 運送の安全に関する内部監査

実施日平成 26 年 12 月本日に、運輸安全マネジメントの運営状況、目標達成度、計画の進捗状況を把握する。監査結果や改善すべき項目を社長に報告をし、来年度に向けて全社員一丸となり「安全」に対して考えて行きます。

以上

【安全統括管理者】 早野 健司

安全統括管理者運行管理者・整備管理者を統括し、輸送の安全を確保する仕組みを構築・維持し安全管理規定を策定し、輸送の安全に関する計画策定・実行・チェック・改善（PDCAサイクル）する現場の安全の最高責任者と位置付けられます。

【初任運転者に対して行う「安全運転の実技指導」】

早野 健司	（統括運行管理者・整備管理者選任前研修修了者	社歴18年）
小原 英詩	（運行管理者有資格者・整備管理者選任前研修修了者	社歴9年）
近藤 勝弘	（運行管理者基礎講習修了者・整備管理者選任前研修修了者	社歴9年）
大室 弘美	（運行管理者基礎講習修了者・整備管理者選任前研修修了者	社歴10年）
山口 勝美	（運行管理者基礎講習修了者・整備管理者選任前研修修了者	社歴8年）